

令和4年度～令和8年度

沼田市子ども読書活動推進計画(第四次)



令和4年3月

沼田市教育委員会

はじめに

新型コロナウイルス感染拡大とそれに伴う「新しい生活様式」の実践という、世界が大きくあり方を変える中、子どもを取り巻く環境もまた、大きな変化を余儀なくされています。

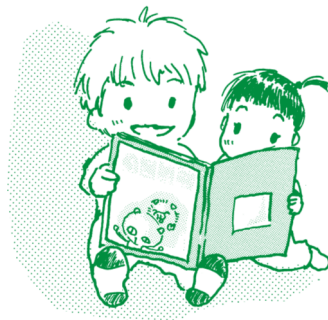
このような状況において、子どもたちの健全な心と体の成長のために読書が果たすことができる役割は、他に代えがたいとても大きなものであると言えます。

読書は人生をより強く深く生きる力を身につける上で欠かせないものです。子どもが心豊かでたくましく育つことができるよう、家庭、地域、学校など関連機関が協力し、計画的に読書環境を整備していくことが大切です。

このため国においては、平成13年12月に「子ども読書活動の推進に関する法律」を公布・施行し、これに基づき平成14年8月に「子ども読書活動の推進に関する基本計画（第一次）」を策定、平成30年4月に第四次計画を策定し、現在に至っています。

群馬県においても、平成16年3月に「群馬県子ども読書活動推進計画（第一次）」を策定した後、平成27年7月に第三次計画を策定し、子ども読書活動の推進が行われてきました。さらに令和2年3月に策定された「群馬県読書活動推進計画」に基づいて、子どもから大人まで、全ての県民の読書活動の推進が図られているところです。

沼田市では、平成18年10月に「沼田市子ども読書活動推進計画（第一次）」、平成23年3月に第二次計画、平成29年3月に第三次計画を策定して子どもの読書活動を推進してきました。現行計画が期間満了となることから、子どもの読書活動のいっそうの推進を図ることを目的に、第三次計画との整合性を図りつつ、新たに第四次計画を策定するものです。





目 次

| | |
|-------------------------------|----|
| 第1章 計画策定の趣旨 | 1 |
| 1 計画策定の目的 | |
| 2 計画の期間 | |
| 3 計画の対象 | |
| 4 計画の構成 | |
| 第2章 推進のための具体的な取組 | 2 |
| 【推進体系】 | |
| 1 家庭・地域等における読書活動の推進 | 3 |
| (1) 市立図書館における読書活動の推進 | |
| (2) 地域における読書活動の推進 | 5 |
| (3) 支援を必要とする子どもに対する読書活動の推進 | |
| (4) 乳幼児に対する読書活動の推進 | 6 |
| 2 学校等における読書活動の推進 | 7 |
| (1) 学校における読書活動の推進 | |
| (2) 幼稚園・保育園等における読書活動の推進 | 9 |
| 3 関係機関との連携・協力 | 9 |
| 4 計画の見直し | 10 |

第1章 計画策定の趣旨

1 計画策定の目的

『沼田市子ども読書活動推進計画』は、「子どもの読書活動の推進に関する法律」(第9条第2項)や、群馬県教育委員会が策定した「群馬県読書活動推進計画」に基づく「群馬県子ども読書活動推進計画(第四次)」を踏まえ、沼田市における子どもの読書活動の推進に関する施策の方向性や取組を示すことを目的としています。

2 計画の期間

令和4年度(2022年度)から令和8年度(2026年度)までの5年間とします。

3 計画の対象

おおむね18歳以下の子ども

4 計画の構成

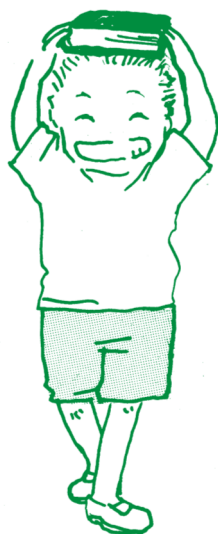
『沼田市子ども読書活動推進計画』は、

- 1 家庭・地域等における読書活動の推進
- 2 学校等における読書活動の推進
- 3 関係機関との連携・協力

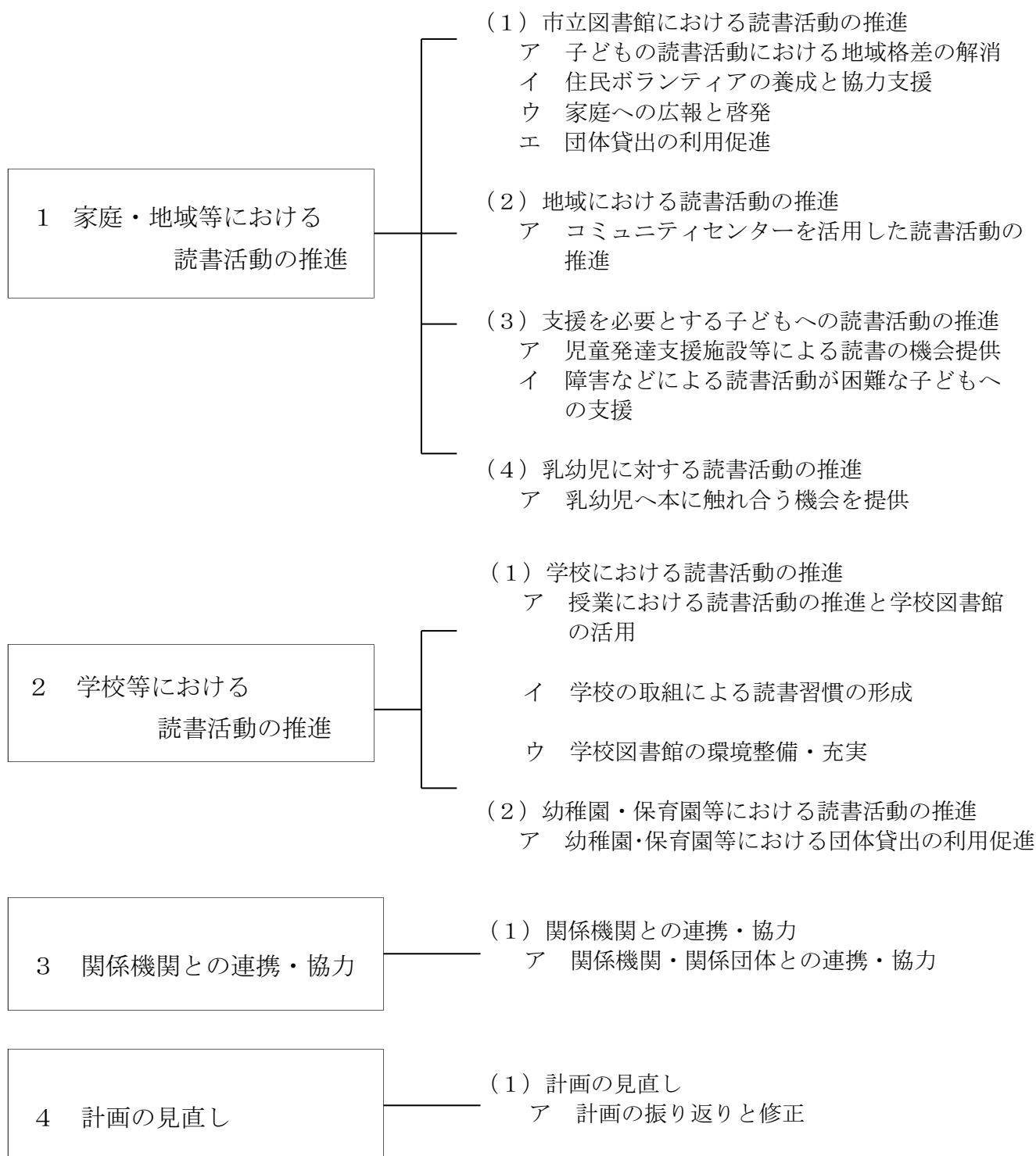
以上の3つを柱として、本市における現状と今後の取組について具体的に示します。

4 計画の見直し

計画の振り返りを行い、必要な場合は計画期間内であっても適切な見直しを行います。



【推進体系】



1 家庭・地域等における読書活動の推進

(1) 市立図書館における読書活動の推進



ア 子どもの読書活動における地域格差解消のため、読書環境整備に努めます。

【現 状】

- 市内各地域・各小学校を網羅するように、定期的（月1回）に移動図書館を運行をしています。
- 白沢・利根図書室と連携しています。
- 市内小学生に利用者登録を促し、利用機会の均等性を高めています。

【今後の取組】

- 移動図書館の定期的運行を行います。
- 引き続き利用者登録を推進します。

イ 住民ボランティアの養成及び読み聞かせグループなどの民間団体等への協力支援などを行います。

【現 状】

- 「沼田読み聞かせの会」による『おはなしポケット』（月2回）を実施しています。
- 読み聞かせ団体に対し、会場提供・広報活動支援・団体主催事業の協力・支援を行っています。
- 「利根沼田読み聞かせ連絡会」及び「群馬県読み聞かせグループ連絡協議会」との連携を図りながら、広域的な活動に広げていく協力・支援をしています。
- 市内の小中学校・幼稚園・保育園等での組織的活動を行っている読み聞かせグループへの団体貸出等の協力・支援をしています。

【今後の取組】

- 引き続き、「沼田読み聞かせの会」等への協力・支援を継続します。

ウ 地域の実情を勘案し、さまざまな事業を創意工夫して実施するとともに、家庭への広報・啓発の中心的な役割を果たします。

【現 状】

- 館内サービス・館外サービス（移動図書館・団体貸出・インターネットによる情報提供）等の基本的な活動のほかに、市立図書館独自事業として優良読書児童の表彰・おはなしポケット・ブックスタート事業・本の森通信・図書特集配架（定期特集やプチ特集）を実施しています。
- 家庭への広報・啓発について、『本の森通信』を隔月で発行しています。

【今後の取組】

- 児童の成長段階に配慮した蔵書を充実させ、来館児童・生徒への適切な読書指導を行います。
- 家庭への広報・啓発について、創意工夫した内容にしていきます。

エ 図書館の団体貸出の利用促進に努めます。

【現 状】

- 読み聞かせの会・小中学校・幼稚園・保育園等子どもに関わる施設への団体貸出数は、平成28年度から令和2年度までの5か年の平均が9,913冊であり、平成27年度の9,580冊に対し、3.5パーセントの増加でした。子ども数の減少を加味して比較すると、子ども一人当たり1.2冊が1.5冊へと2割以上増加しています。
- 白沢・利根図書室、移動図書館、学校図書館の整備・充実を補完するための「団体貸出」と「図書搬送業務車」について、市内各小中学校、幼稚園、保育園に向けた制度の理解と利用の促進を図っています。

【今後の取組】

- 子どもに関わる各団体に「団体貸出」の制度と意義の理解を働きかけます。
- 団体貸出用の団体登録は、各学年・学級単位で作成できること、図書搬送業務車の運行活用が可能であることを周知し、利用環境の整備をします。
- 団体貸出の図書選択については、原則団体による図書選択を基本に、状況に応じて弾力的に対応します。

(2) 地域における読書活動の推進



ア コミュニティセンターを活用した読書活動の推進に努めます。

【現 状】

- 白沢地区及び利根地区コミュニティセンターには図書室が設置されており、図書室は市立図書館と連携しています。

【今後の取組】

- 地域の実情に合わせて図書資料の整備や移動図書館の利用を促進することにより、読書活動を推進します。

(3) 支援を必要とする子どもに対する読書活動の推進



ア 児童発達支援施設等において、読書に慣れ親しむ機会を提供します。

【現 状】

- 現在、児童発達支援事業所や放課後等デイサービス事業所では、絵本や図鑑、飛び出す絵本や音の出る絵本等を備え、読み聞かせ等を行い、本への興味が湧くよう努めています。

【今後の取組】

- 障害の程度に応じ肢体不自由児や、意欲の乏しい児童の動きを引き出し、多動児の情緒面の安定を図るために、備えている絵本等のほか市立図書館等の大型絵本や立体的な絵本等を活用します。

イ 障害などさまざまな理由により読書活動が困難な子どもを支援します。

【現 状】

- 各小中学校では、障害の程度に応じ絵本や紙芝居等を用意し、子どもの読書活動を支援しています。

【今後の取組】

- 障害の程度に応じて読書活動をより良く進めるために、大型絵本など、障害に応じた図書を紹介するとともに、障害のある子どもへの読み聞かせの方法等に関わる研修の機会を設けます。

(4) 乳幼児に対する読書活動の推進

ア 子どもの健康診査やマタニティセミナーなどで、読書活動の意義や楽しみを保護者に伝えるとともに、乳幼児期から本に触れ合う機会を提供します。

【現 状】

- マタニティセミナーの実施会場に絵本を置き、絵本に親しめるようにしています。
- 4か月健康診査の待ち時間を利用し、赤ちゃんと親とのコミュニケーションの大切さを伝えるため、ブックスタート事業として読み聞かせを行うとともに絵本等を手渡しています。
- 乳幼児健診や育児相談の会場に絵本コーナーを設け、親子が絵本に自由に触れられるようにしています。
- 食育ライブラリーを設置し食育の推進を図っています。
- テラス沼田にある「子ども広場」に絵本コーナーを設け、来所した親子が絵本に親しめるようにしています。

【今後の取組】

- ブックスタート事業を継続し、絵本を介しての親子のコミュニケーションの大切さを説明していきます。
- マタニティセミナー時に絵本を配布し、親子の関係を深め、絵本に親しめるよう、読み聞かせの大切さを妊娠期から啓発していきます。
- 乳幼児健診や育児相談の待ち時間を利用し、親子が絵本や紙芝居等に親しむ機会を提供します。



2 学校等における読書活動の推進

(1) 学校における読書活動の推進

ア 授業における読書活動、及び学校図書館の活用を推進します。

【現 状】

- 各学校では、朝の全国一斉読書や保護者等による読み聞かせ、図書委員会等による図書紹介や表彰、読書週間や「本の森通信」の活用などの各種啓発活動を行い、読書活動の推進に努めています。

【今後の取組】

- 各教科の年間指導計画に学校図書館の利用を位置付け、学校図書館の機能を積極的に活用します。
- 児童生徒が相互に図書を紹介し、様々な分野の図書に触れる活動を推進します。
- 図書委員会の主体的な活動（おすすめの本の紹介、推薦図書コーナーの設置、多読賞の表彰など）を推進します。

イ 読み聞かせの実施や保護者への啓発等により、読書習慣の形成を図ります。

【現 状】

- 地域の人や保護者などのボランティア、教職員、図書委員の活動など、各学校で工夫した取組の中で、読み聞かせを行っています。
- 読書月間や読書週間の設定、親子読書のすすめ（「家族で本を読みましよう」）の取組を推進しています。

【今後の取組】

- 特に小学校低学年から中学年にかけて、多くの機会を設けて読み聞かせを継続します。
- 学校だよりや図書館だより等の広報を家庭に配布して読書の啓発を行い、さらに読書月間や読書週間などの取組や、親子読書のすすめ（「家族で本を読みましよう」）の取組を推進します。

ウ 学校図書館の蔵書をはじめとする各種図書や環境の整備・充実に努めます。

【現 状】

- 学校図書館について、各学校の蔵書数が学校図書館図書標準に近付くように努めています。
- 保護者に働きかけ学校図書館ボランティアとしての協力を募って、学校図書館の運営を充実させようと努力している学校もあります。

【今後の取組】

- 学校図書館については、今後も各学校の状況に応じて計画的に蔵書数の改善を図っていきます。
- 蔵書を充実させ、子どもの要望を補うために、市立図書館の団体貸出、移動図書館や図書搬送の利用を促進します。
- 文部科学省の「学校図書館ガイドライン」を踏まえ、児童生徒の読書活動や児童生徒への読書指導の場である「読書センター」としての機能に加え、アクティブ・ラーニングや探究学習などに対応した「学習センター」と、子どもたちの情報活用能力を育成する「情報センター」としての役割を果たせるよう助言し、学校図書館の運営や環境の整備・充実に努めます。
- 蔵書管理システムの導入による、蔵書のデータベースを活用し、貸出しや返却の手続き及び統計作業等をより迅速に行えるように努めます。
- 保護者や地域の方々に学校図書館ボランティアとしての協力を働きかけ、学校図書館の運営を活性化し、子どもの学校図書館利用の促進を図ります。
- 授業に関連した図書資料（図鑑、同じ著者の作品、シリーズもの等）を教室に展示したり、季節や行事に応じた特設展示コーナー、学習内容及び社会で話題になっていることに関連した展示コーナーなどを設置したりするなど、児童生徒が本を手に取りたくなるような環境の整備を推進します。

(2) 幼稚園・保育園等における読書活動の推進



ア 幼稚園・保育園等における市立図書館の団体貸出の利用促進に努めます。

【現 状】

- 乳幼児期の「読書への芽生え」を育て、伸ばすために、大部分の幼稚園・保育園・認定こども園等においては、発達段階に合わせて時間帯を設定し、毎日絵本の読み聞かせや紙芝居を行っています。また、常に読書ができるように配慮し、読書活動の環境を整えています。
- 親子でふれあう機会として、読み聞かせの時間を日々の生活の中に取り入れるよう提案・助言をしています。
- 幼稚園・保育園で「団体貸出」を利用している園が少ないのが実態です。

【今後の取組】

- 各園での蔵書数を補い、読書活動の一層の充実を図るために、市立図書館が積極的に「団体貸出」制度の理解を求めることや週1回の「図書搬送業務」の活用を促す取組を行うことで、子どもの読書活動を推進します。

3 関係機関との連携・協力

(1) 関係機関との連携・協力



ア 図書館、学校、関係団体、関係機関が連携・協力し、子どもの読書活動を推進します。

【現 状】

- 関係機関が互いに密接な連絡を取り合い、貸出サービスや調査相談サービスを行うなど読書環境の整備に努めています。

【今後の取組】

- 「子どもの読書活動の推進に関する法律」に基づき、市内関係団体・関係機関の密接な連絡、連携・協力により子どもの読書活動を引き続き推進します。

4 計画の見直し

(1) 計画の見直し

ア 計画の振り返りと修正

【今後の取組】

- 関係する法令や各機関の取組の状況等に基づき、計画の適切な振り返りを行い、必要な場合は計画期間内であっても計画の見直しを行うことで、積極的な子ども読書活動の推進を図ります。

「子どもの読書活動の推進に関する法律」 (平成13年12月12日法律第154号) (抜粋)

(目的)

第1条

この法律は、子どもの読書活動の推進に関し、基本理念を定め、並びに国及び地元公共団体の責務等を明らかにするとともに、子どもの読書活動の推進に関する必要な事項を定めることにより、子どもの読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって子どもの健やかな成長に資することを目的とする。

(基本理念)

第2条

子ども（おおむね十八歳以下の者をいう。以下同じ。）の読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進されなければならない。

(地方公共団体の責務)

第4条

地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(関係機関等との連携強化)

第7条

国及び地方公共団体は、子どもの読書活動の推進に関する施策が円滑に実施されるよう学校、図書館その他の関係機関及び民間団体との連携の強化その他必要な体制の整備に努めるものとする。



令和4年3月 発行

編集・発行 沼田市教育委員会
〒378-8501
沼田市下之町888
0278-23-2111